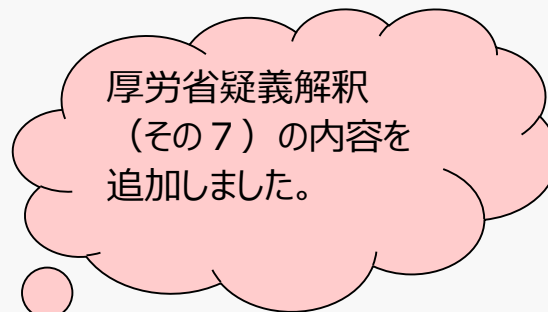


# 日医工MPI行政情報

<http://www.nichiiko.co.jp/stu-ge/>

## 2014年度診療報酬改定 疑義解釈（歯科）

株式会社日医工医業経営研究所（日医工MPI）  
（公社）日本医業経営コンサルタント協会認定 登録番号第6345 寺坂裕美



資料No.20140605-356-33



株式会社日医工医業経営研究所

## 疑義解釈まとめについて

厚生労働省から発出された疑義解釈（2014年5月2日時点で5本）について歯科関連の項目をとりまとめました。

- ・厚生労働省保険局医療課事務連絡『疑義解釈資料の送付について（その1）』平成26年3月31日
- ・厚生労働省保険局医療課事務連絡『疑義解釈資料の送付について（その2）』平成26年4月4日
- ・厚生労働省保険局医療課事務連絡『疑義解釈資料の送付について（その3）』平成26年4月10日
- ・厚生労働省保険局医療課事務連絡『疑義解釈資料の送付について（その4）』平成26年4月23日
- ・厚生労働省保険局医療課事務連絡『疑義解釈資料の送付について（その5）』平成26年5月1日
- ・厚生労働省保険局医療課事務連絡『疑義解釈資料の送付について（その6）』平成26年5月7日
- ・厚生労働省保険局医療課事務連絡『疑義解釈資料の送付について（その7）』平成26年6月2日

※資料の作成には細心の注意を払っておりますが、原本でのご確認もお願いいたします。

## 歯科

## 疑義解釈

**[疑義解釈(厚労省⑦2014年6月2日)]****基本診療料:入院基本料**

(問24) (問1) 7対1入院基本料の施設基準の要件にデータ提出加算の届出を行っていることが追加されたが、入院患者が歯科診療に係る傷病のみの保険医療機関の取扱い如何。

(答) データ提出加算の届出は必要ない。

**[疑義解釈(厚労省①2014年3月31日)]****医学管理:歯科疾患管理料**

(問1) 平成26年度歯科診療報酬改定において、患者又はその家族の希望に応じて、2回目以降の文書提供の時期を見直す取扱いとされたが、この取扱いは平成26年4月以降、改定後の管理計画書(別紙様式1、2又はこれに準じた様式)の備考欄に、患者又はその家族が文書提供について次回来院以降不要である旨の内容を記入した場合に適用されると考えてよいか。

(答) そのとおり。また、平成26年4月以降に、旧様式を用いた場合においても同様である。

(問2) 管理計画書について、全身疾患や患者の状態により患者が直接記入できない場合又は家族の付き添いがない場合に限っては、主治の歯科医師が代行して記入すると考えてよいか。

(答) そのとおり。この場合は、管理計画書の備考欄に「例:〇〇疾患のため、〇〇〇〇が代行記入」と記載する。なお、管理計画書に主治の歯科医師名が記載されている場合は、歯科医師名を省略しても差し支えない。

**[疑義解釈(厚労省④2014年4月23日)]****医学管理:歯科疾患管理料**

(問1) 平成26年度歯科診療報酬改定において、歯科疾患管理料の算定要件が見直されたが、同一初診期間内において、初回の歯科疾患管理料を算定して以降、当該管理料の算定がない期間が前回算定日から起算して4月を超える場合であっても、継続的な管理が行われている場合においては、引き続き、当該管理料を算定して差し支えないか。

(答) 差し支えない。

(問2) 平成26年度歯科診療報酬改定において、う蝕多発傾向者の判定基準が見直されたが、判定に関する取扱い如何。

(答) う蝕多発傾向者の判定基準の各年齢区分において、う蝕多発傾向者として判定された場合は、各年齢区分の期間において、口腔内状況の変化によらず、う蝕多発傾向者として取り扱う。

## 歯科

## 疑義解釈

## [疑義解釈(厚労省①2014年3月31日)]

## 医学管理:新製有床義歯管理料

(問3)平成26年度歯科診療報酬改定において、有床義歯床下粘膜調整処置を行い、有床義歯の新製又は床裏装を予定している場合の取扱いが見直されたが、同月内に有床義歯の新製を行った場合に新製有床義歯管理料は算定できるか。

(答) 算定できる。なお、この場合において、同月内に歯科口腔リハビリテーション料1「1 有床義歯の場合」は算定できない。

(問4)平成26年度歯科診療報酬改定において、新製有床義歯管理料の「2 困難な場合」に係る要件が見直されたが、9歯以上の局部義歯の装着については、9歯以上の局部義歯を新たに装着した場合又は既に9歯以上の局部義歯が装着されている場合のいずれも対象になると考えてよいか。

(答) そのとおり。

## [疑義解釈(厚労省①2014年3月31日)]

## 在宅医療:歯科訪問診療料

(問5)アパート、マンション等の同一建物に居住する2人の患者に対して歯科訪問診療を行った場合であって、2人のうち1人が20分以上、別の1人が20分未満の場合の取扱い如何。また、同一建物に居住する10人の患者に対して歯科訪問診療を行った場合であって、10人のうち9人が20分以上、別の1人が20分未満の場合の取扱い如何。

(答) 2人の患者のうち、20分以上の患者については歯科訪問診療料2、20分未満の患者については歯科訪問診療料3で算定する。同日に10人以上歯科訪問診療を行った場合は、診療時間にかかわらず、すべての患者について歯科訪問診療料3で算定する。

(問6)在宅かかりつけ歯科診療所加算については、在宅療養患者の定義に該当する患者であって、施設に入所している患者や病院に入院している患者についても対象となるのか。

(答) 施設に入所している患者や病院に入院している患者は加算の趣旨から対象とならない。

## 歯科

## 疑義解釈

## [疑義解釈(厚労省①2014年3月31日)]

## リハビリテーション: 歯科口腔リハビリテーション料1

(問7)平成26年3月末までに新製有床義歯管理料、有床義歯管理料又は長期有床義歯管理料を算定していた場合であって、4月以降に有床義歯に関する調整や指導等を行う場合は、歯科口腔リハビリテーション料1の「1 有床義歯の場合」は算定できるか。

(答) 算定できる。

(問8)摂食機能療法の治療開始日から起算して3月以内の期間における歯科口腔リハビリテーション料1の「2 舌接触補助床の場合」の取扱い如何。

(答) 摂食機能療法の治療開始日から起算して3月以内の期間にあつては、歯科口腔リハビリテーション料1の「2 舌接触補助床の場合」は月4回を限度として摂食機能療法を算定した月と同月に算定できるが、摂食機能療法を算定した日は歯科口腔リハビリテーション料1の「2 舌接触補助床の場合」は算定できない。

(問9)有床義歯の新製後に、同月内に当該義歯の修理を行った場合の取扱い如何。

(答) 当該有床義歯の新製時に新製有床義歯管理料を算定した場合は、同月内に歯科口腔リハビリテーション料1の「1 有床義歯の場合」は算定できない。

(問10)歯科口腔リハビリテーション1の「2 舌接触補助床の場合」は、当該舌接触補助床を自院で製作して装着した場合のみ算定対象となるのか。

(答) そのとおり。

## [疑義解釈(厚労省⑦2014年6月2日)]

## リハビリテーション: 歯科口腔リハビリテーション料1

(問2)口蓋補綴又は顎補綴を装着した患者に対して当該装置に係る調整や指導を行った場合の取扱い如何。

(答) 摂食・嚥下機能の改善を目的として、口蓋補綴又は顎補綴に係る調整や指導を行った場合は、歯科口腔リハビリテーション料1の「2 舌接触補助床」の算定要件に準じて算定する。

## 歯科

## 疑義解釈

**[疑義解釈(厚労省①2014年3月31日)]****リハビリテーション: 歯科口腔リハビリテーション料2**

(問11) 歯科口腔リハビリテーション料2は、当該装置の調整を同日若しくは同月内に行っていない場合においても算定できるか。

(答) 算定できる。

(問12) 床副子の「2 困難なもの」に該当しない顎関節治療用装置は対象としないと考えてよいか。

(答) そのとおり。

**[疑義解釈(厚労省①2014年3月31日)]****処置: 加圧根管充填処置**

(問13) 加圧根管充填加算が加圧根管充填処置に見直されたが、取扱い如何。

(答) 加圧根管充填処置を実施した場合は、根管充填と当該処置を同日に算定し、併せて同日にエックス線撮影を行い、気密に根管充填が行われていることを確認すべきであるが、隣接する複数歯に対して根管充填を行い、後日にまとめてエックス線撮影を行う場合等の特別な理由がある場合は、根管充填及び当該処置の算定と異日にエックス線撮影を行い根管充填の状態を確認しても差し支えない。なお、この場合において、その旨を診療録及び診療報酬明細書の摘要欄に記載する。

**[疑義解釈(厚労省①2014年3月31日)]****処置: 歯周病安定期治療**

(問14) 歯周病安定期治療について、当該治療期間中に、抜歯等により歯数が変わった場合の取扱い如何。

(答) 歯周病安定期治療算定時の歯数で取り扱う。

**[疑義解釈(厚労省①2014年3月31日)]****処置: 暫間固定**

(問15) 平成26年3月末までに暫間固定を行っていた場合に再度暫間固定を行う場合の取扱い如何。

(答) 平成26年3月末までに暫間固定を行い、装着した日から起算して6月を経過して必要があった場合は、1顎につき1回を限度として算定する。

## 歯科

## 疑義解釈

**[疑義解釈(厚労省①2014年3月31日)]****処置: 歯周治療用装置**

(問16)平成26年度歯科診療報酬改定において、歯周治療用装置の要件が見直されたが、1回目の歯周病検査として歯周精密検査を行い、歯周基本治療が終了する前に歯周治療用装置を装着した場合において、当該装置の費用は算定できるか。

(答) 算定できる。

**[疑義解釈(厚労省①2014年3月31日)]****処置: フッ化物歯面塗布処置**

(問17)う蝕多発傾向者に対するフッ化物歯面塗布処置が医学管理から処置に項目が移されたが、平成26年3月にフッ化物局所応用加算を算定していた場合は、当該処置は翌月に算定できるか。

(答) 平成26年5月末まで算定できない。

**[疑義解釈(厚労省④2014年4月23日)]****手術: 歯根端切除手術**

(問3)当該療養に規定される手術用顕微鏡についてはどのような医療機器が対象となるのか。

(答) 一般的名称が「手術用顕微鏡」、「可搬型手術用顕微鏡」又は「架台式手術用顕微鏡」である医療機器が対象となる。

**[疑義解釈(厚労省①2014年3月31日)]****手術: 頬、口唇、舌小帯形成術**

(問18)頬、口唇、舌小帯形成術の取扱いにおいて、2分の1顎の範囲内における口唇小帯と頬小帯の形成術を同時に行った場合は、2箇所として算定するのか。

(答) そのとおり。

## 歯科

## 疑義解釈

**[疑義解釈(厚労省①2014年3月31日)]****手術: 広範囲顎骨支持型装置搔爬術**

(問19) 広範囲顎骨支持型装置搔爬術について、広範囲顎骨支持型装置及び広範囲顎骨支持型補綴物を装着した保険医療機関と異なる保険医療機関で当該手術を行った場合、当該手術は算定できるか。

(答) 自院あるいは他院にかかわらず、広範囲顎骨支持型装置埋入手術の施設基準を届け出た保険医療機関において、広範囲顎骨支持型補綴に係る補綴物を装着した患者であれば算定できる。

**[疑義解釈(厚労省①2014年3月31日)]****歯冠修復及び欠損補綴: 通則21**

(問20) 保険外診療で行われている歯科インプラント治療完結後に、全身疾患等の理由から顎骨内に残存せざるを得ない歯科インプラント上に有床義歯を装着する場合又は他の治療法では咬合機能の回復・改善が達成できずやむを得ず当該歯科インプラントを鉤歯とする局部義歯を装着する場合の取扱い如何。

(答) 当該治療を患者が希望した場合に限り、歯科インプラント治療完結後に一定期間を経た場合の補綴治療については保険診療として取り扱って差し支えない。その際に、当該治療を行った場合は、診療録に保険診療への移行等や当該部位に係る自費診療が完結している旨が分かるように記載する。なお、歯科インプラントを鉤歯とする局部義歯を装着した場合は、診療報酬明細書の摘要欄に鉤歯の部位が分かるように記載する。

**[疑義解釈(厚労省④2014年4月23日)]****歯冠修復及び欠損補綴: クラウン・ブリッジ維持管理料**

(問4) クラウン・ブリッジ維持管理料の事前承認の対象は、外傷、腫瘍等によりやむを得ず「隣在歯」、「隣在歯及びクラウン・ブリッジ維持管理料を算定した歯冠補綴物が装着された歯」、「隣在歯及びクラウン・ブリッジ維持管理料を算定したブリッジが装着された支台歯」のいずれかについて、抜歯した場合に限定されるのか。

(答) そのとおり。



## 歯科

## 疑義解釈

**[疑義解釈(厚労省①2014年3月31日)]****歯冠修復及び欠損補綴:CAD/CAM冠**

(問21)保険医療機関が、医療機器として届け出たCADを設置しているA歯科技工所及び医療機器として届け出たCAMを設置しているB歯科技工所に対して連携が確保されている場合は、当該技術に係る施設基準を満たしていると考えてよいか。

(答) そのとおり。この場合は、届出様式の備考欄にCADを設置している歯科技工所名及びCAMを設置している歯科技工所名がそれぞれ分かるように記載(例:〇〇歯科技工所(CAD装置))し、当該療養に係る歯科技工士名を記載する。

(問22)互換性が制限されない歯科用CAD/CAM装置とは、CAD/CAM冠用材料装着部の変更又は加エプログラムの改修(追加、変更)により、複数企業のCAD/CAM冠用材料に対応できる装置も対象になると考えてよいか。

(答) そのとおり。

(問23)保険医療機関内に歯科技工士が配置されているものの、歯科用CAD/CAM装置が設置されていないために、歯科用CAD/CAM装置を設置している他の歯科技工所と連携している。この場合は、保険医療機関内の歯科技工士及び連携している歯科技工所の歯科技工士の氏名をそれぞれ届出様式に記載する必要があるのか。

(答) 保険医療機関内の歯科技工士名の記載は不要である。保険医療機関が連携している歯科用CAD/CAM装置を設置している歯科技工所名及び当該療養に係る歯科技工士名を記載する。

**[疑義解釈(厚労省④2014年4月23日)]****歯冠修復及び欠損補綴:CAD/CAM冠**

(問5)CAD/CAM冠について、歯科用CAD/CAM装置を有していない歯科技工所の関わり如何。

(答) 稀なケースと思料されるが、仮に歯科技工を行う場合は、歯科技工指示書により歯科医師がその旨を記載するとともに、届出にあたっては歯科用CAD/CAM装置を設置する歯科技工所を含め、全ての歯科技工所に関する内容及び当該装置を設置している歯科技工所(例:A歯科技工所:装置設置)が分かるように記載する。

(問6)CAD/CAM冠の施設基準の届出において、単なるスキャニングのみを行う装置をCAD装置として届出を行うことはできるか。

(答) できない。CAD装置とは、コンピュータ支援設計により歯冠補綴物の設計を行うためのソフトウェアが具備され、医療機器として届出が行われた装置をいう。

## 歯科

## 疑義解釈

**[疑義解釈(厚労省①2014年3月31日)]****歯冠修復及び欠損補綴:小児保隙装置**

(問24)下顎左側第一乳臼歯の早期喪失に対して下顎左側第二乳臼歯に小児保隙装置を装着した場合の傷病名(歯式)如何。

(答)下顎左側第一乳臼歯の喪失を示す傷病名(例:MT)のみを付与する。

**[疑義解釈(厚労省①2014年3月31日)]****歯冠修復及び欠損補綴:コンビネーション鉤**

(問25)コンビネーション鉤について、鑄造鉤と線鉤の組合せであれば、維持鉤が線鉤で拮抗腕が鑄造鉤であっても算定できるか。

(答)算定できる。

**[疑義解釈(厚労省⑦2014年6月2日)]****歯冠修復及び欠損補綴:咬合採得**

(問3)平成26年度歯科診療報酬改定において、CAD/CAM冠及び小児保隙装置が保険適用となったが、間接法で製作された場合については、咬合採得は算定できると解してよいか。

(答)算定できる。

**[疑義解釈(厚労省⑦2014年6月2日)]****歯冠修復及び欠損補綴:有床義歯**

(問4)平成26年度歯科診療報酬改定において、小児義歯の適応に、外傷により歯が喪失した場合が追加されたが、この場合において事前承認を必要とするのか。

(答)必要ない。

## 歯科

## 疑義解釈

**[疑義解釈(厚労省④2014年4月23日)]****歯科矯正**

(問7)平成26年度歯科診療報酬改定において、別に厚生労働大臣が定める先天性疾患等の範囲が拡大されたが、平成26年3月末日まで既に自費診療にて矯正治療を行っていた場合であって、平成26年4月以降においても継続して当該歯科治療を行う場合の取扱い如何。

(答)平成26年度歯科診療報酬改定において、別に厚生労働大臣が定める疾患として新たに追加された疾患については、平成26年4月1日以降に、歯科矯正セファロ分析、口腔内写真、顔面写真等による分析結果や評価を踏まえた上で、治療計画書を患者に提供し、歯科矯正診断料を算定した場合には、当該疾患に係る歯科矯正治療は保険給付の対象となる。なお、この場合においては、診療報酬明細書の「傷病名部位」欄に当該疾患名を記載し、自費診療からの保険診療へ移行した旨を「摘要」欄に記載する。

**[疑義解釈(厚労省①2014年3月31日)]****歯科矯正:植立**

(問26)歯科矯正用アンカースクリューが脱落した場合の再植立の取扱い如何。

(答)再植立を実施した場合の植立の費用は算定できないが、使用した特定保険医療材料は算定できる。

**[疑義解釈(厚労省⑦2014年6月2日)]****診療報酬明細書**

(問5)歯科矯正の病名の記載方法如何。

(答)主要な咬合異常の状態に併せ、咬合異常の起因となった疾患名(別に厚生労働大臣が定める疾患又は顎変形症)を摘要欄に記載する。

(問6)歯冠修復物又は欠損補綴物の装着予定日から起算して1月以上患者が来院しない場合の記載について、「歯冠修復及び欠損補綴」欄の記載内容から装着物の種類が明らかに特定できる場合は、装着物の種類の記載を省略してよいか。

(答)省略してよい。